

宇 都 宮 大 学 学 則(案)

制 定	昭和30年2月16日	一部改正	平11	規程第14号	一部改正	平22	規程第9号
一部改正	昭30～昭63 省略	〃	平11	規程第25号	〃	平22	規程第61号
〃	平元 規程第4号	〃	平12	規程第51号	〃	平22	規程第91号
〃	平元 規程第13号	〃	平13	規程第12号	〃	平23	規程第6号
〃	平元 規程第28号	〃	平14	規程第5号	〃	平23	規程第8号
〃	平2 規程第3号	〃	平14	規程第24号	〃	平24	規程第16号
〃	平2 規程第15号	〃	平14	規程第29号	〃	平25	規程第19号
〃	平3 規程第1号	〃	平15	規程第4号	〃	平26	規程第10号
〃	平3 規程第5号	〃	平16	規程第50号	〃	平	規程第
〃	平3 規程第12号	〃	平16	規程第110号			
〃	平3 規程第35号	〃	平17	規程第6号			
〃	平3 規程第39号	〃	平17	規程第44号			
〃	平3 規程第44号	〃	平17	規程第65号			
〃	平4 規程第3号	〃	平18	規程第4号			
〃	平4 規程第8号	〃	平18	規程第40号			
〃	平4 規程第13号	〃	平18	規程第49号			
〃	平5 規程第4号	〃	平18	規程第64号			
〃	平5 規程第7号	〃	平18	規程第65号			
〃	平6 規程第3号	〃	平18	規程第75号			
〃	平6 規程第84号	〃	平18	規程第80号			
〃	平7 規程第6号	〃	平19	規程第2号			
〃	平8 規程第30号	〃	平19	規程第50号			
〃	平9 規程第16号	〃	平19	規程第51号			
〃	平10 規程第2号	〃	平20	規程第1号			
〃	平10 規程第47号	〃	平21	規程第16号			
〃	平11 規程第5号	〃	平22	規程第2号			

目次

第1章 総則

第1節 目的及び自己評価等（第1条—第1条の3）

第2節 構成（第2条—第5条の6）

第3節 収容定員（第14条）

第2章 学部通則

第1節 教育課程及び履修方法（第15条—第20条の7）

第2節 学年及び休業日（第21条・第22条）

第3節 入学、退学、転学及び留学（第23条—第35条の2）

第4節 休学及び除籍（第36条・第37条）

第5節 卒業及び学位（第38条・第39条）

第6節 検定料、入学料、授業料及び寄宿料（第40条—第45条）

第7節 科目等履修生、特別聴講学生及び研究生（第46条—第48条）

第8節 外国人学生（第49条）

第9節 公開講座（第50条）

第10節 学生寮（第51条）

第11節 賞罰（第52条・第53条）

第12節 全学講義（第54条）

附則

第1章 総則

第1節 目的及び自己評価等

（本学の目的）

第1条 宇都宮大学（以下「本学」という。）は、学術の中心として広く知識を授けるとともに深く学芸を教授研究して、知的、道徳的及び応用的能力を展開させ、真理と正義を愛する人格を育成して、人類の福祉と文化の向上に貢献することを目的とする。

2 本学は、学部、学科又は課程ごとに、人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的について、別に履修規程で定め、公表するものとする。

（自己評価等）

第1条の2 本学は、その教育研究水準の向上を図り、前条の目的及び社会的使命を達成するため、本学における教育及び研究、組織及び運営並びに施設及び設備の状況について、別に定めるところにより、自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。

2 前項の点検及び評価の結果について、本学の職員以外の者による検証を行うものとする。

（教育研究等の状況の公表）

第1条の3 本学は、本学における教育及び研究並びに組織及び運営の状況を公表するものとする。

第2節 構成

（学部、学科・課程及び講座）

第2条 本学に、次の学部を置く。

地域デザイン科学部

国際学部

教育学部

工学部

農学部

2 各学部に学科・課程を次のとおり置く。

学部	学科・課程
地域デザイン科学部	コミュニティデザイン学科
	建築都市デザイン学科
	社会基盤デザイン学科
国際学部	国際社会学科
	国際文化学科
教育学部	学校教育教員養成課程
工学部	機械システム工学科
	電気電子工学科
	応用化学科
	情報工学科
農学部	生物資源科学科
	応用生命化学科
	農業環境工学科
	農業経済学科
	森林科学科

(大学院)

第2条の2 本学に、大学院を置き、次の研究科を置く。

国際学研究科

教育学研究科

工学研究科

農学研究科

2 大学院に関しては、本章に定めるもののほか大学院学則の定めるところによる。

(附属学校)

第3条 本学に、次の附属学校を置く。

教育学部附属幼稚園

教育学部附属小学校

(宇都宮大学学則)

教育学部附属中学校

教育学部附属特別支援学校

- 2 教育学部附属特別支援学校は、知的障害者である児童及び生徒に対する教育を行う。

(学部附属の教育研究施設)

第3条の2 本学に、次の学部附属の教育研究施設を置く。

国際学部附属多文化公共圏センター

工学部附属ものづくり創成工学センター

農学部附属農場

農学部附属演習林

(共同利用)

第3条の3 前条に掲げる農学部附属農場及び農学部附属演習林は、本学の教育研究上支障がないと認められるときは、他の大学、専門学校等の利用に供することができるものとする。

- 2 前項に関し必要な事項は、別に定める。

(学内共同教育研究施設)

第3条の4 本学に、次の学内共同教育研究施設を置く。

地域連携教育研究センター

雑草と里山の科学教育研究センター

総合メディア基盤センター

留学生・国際交流センター

地域共生研究開発センター

バイオサイエンス教育研究センター

(附属図書館)

第4条 本学に、附属図書館を置く。

第5条 削除

(保健管理センター)

第5条の2 本学に、保健管理センターを置く。

第5条の3 削除

(キャリア教育・就職支援センター)

第5条の4 本学にキャリア教育・就職支援センターを置く。

(基盤教育センター)

第5条の5 本学に基盤教育センターを置く。

(オブティクス教育研究センター)

第5条の6 本学にオブティクス教育研究センターを置く。

(教職センター)

第5条の7 本学に教職センターを置く。

第6条から第13条まで 削除

第3節 収容定員

(収容定員)

第14条 学生の収容定員は、別表1のとおりとする。

第2章 学部通則

第1節 教育課程及び履修方法

(教育課程の編成方針)

第15条 本学においては、本学、学部及び学科又は課程等の教育上の目的を達成するために必要な授業科目を自ら開設し、4年一貫した教育を行うため体系的に教育課程を編成するものとする。

2 教育課程の編成に当たっては、学部の専攻に係る専門の学芸を教授するとともに、幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養するよう適切に配慮するものとする。

(教育課程の編成方法等)

第15条の2 教育課程は、各授業科目を必修科目、選択科目及び自由科目に分け、これを各年次に配当して編成するものとする。

2 授業科目の区分は、基盤教育科目（初期導入科目、リテラシー科目、教養科目、基盤キャリア教育科目、留学生日本語科目及び専門導入科目をいう。以下同じ。）及び専門教育科目とする。

3 授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。

(成績評価基準等の明示等)

第15条の3 本学は、学生に対して、授業の方法及び内容並びに1年間の授業計画をあらかじめ明示するものとする。

2 本学は、学修の成果に係る評価及び卒業の認定に当たっては、客観性及び厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに

(宇都宮大学学則)

に、当該基準にしたがって適切に行うものとする。

(基盤教育)

第15条の4 基盤教育科目により現代社会に必要なリテラシー、幅広い教養と豊かな人間性、専門教育を学ぶ上で基礎となる素養を身につけるための教育を基盤教育と称する。

(教育内容等の改善のための組織的な研修等)

第15条の5 本学は、授業の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究を実施する。

(履修方法等)

第16条 基盤教育に係る授業科目、単位及び履修方法は、基盤教育運営会議の議を経て、学長が別に定める。

第17条 専門教育に係る授業科目、単位及び履修方法は、各学部教授会の議を経て、学長が別に定める。

(教員免許状授与の所要資格の取得)

第17条の2 教員免許状授与の所要資格を取得しようとする者は、教育職員免許法（昭和24年法律第147号）及び教育職員免許法施行規則（昭和29年文部省令第26号）に定める所要の単位を修得しなければならない。

2 本学学部の学科・課程において当該所要資格を取得できる教員免許状の種類及び免許教科は、別表2のとおりとする。

(修業年限)

第18条 修業年限は、4年とする。

2 本学の科目等履修生（大学の学生以外の者に限る。）として一定の単位を修得した者が、本学に入学する場合において、当該単位の修得により本学の教育課程の一部を履修したと認められるときは、別に定めるところにより修得した単位数その他を勘案して、相当期間を修業年限の2分の1の範囲内で修業年限に通算することができる。

(在学期間)

第18条の2 在学期間は、8年を超えることができない。ただし、第26条、第26条の2又は第27条の規定により入学を許可された者については、次の表に定める期間を超えることができない。

入学した年次	在学期間
第2年次	7年

第3年次	6年
第4年次	5年

2 前項の規定にかかわらず、再入学後の在学期間は、同項に規定する在学期間から退学前の在学年数（1年未満の端数は切り捨てる。）を控除した年数を超えることができない。

（単位の基準）

第19条 各授業科目の単位数は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、次の授業時間数を基準とする。

- 一 講義及び演習は、15時間から30時間までの範囲内の授業時間数をもって1単位とする。
 - 二 実験、実習及び実技は、30時間から45時間までの範囲内の授業時間数をもって1単位とする。
 - 三 一の授業科目について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち二以上の方法の併用により行う場合については、その組み合わせに応じ、前二に規定する基準を考慮して本学が定める時間の授業をもって1単位とする。
- 2 前項の規定による各授業科目毎の授業時間数は、各学部教授会又は基盤教育運営会議（以下「学部教授会等」という。）の議を経て、学長が別に定める。
- 3 第1項の規定にかかわらず、卒業論文、卒業研究及び卒業制作等の授業科目の単位数については、各学部教授会の議を経て、学長が別に定める。

（単位の授与）

第20条 授業科目を履修した者に対しては、考査の上、合格した者に単位を与えるものとする。

2 考査は、平素の出席状況、履修状況、学習報告及び試験等によって行う。

（履修科目の登録の上限）

第20条の2 卒業の要件として修得すべき単位数について、1年間又は1学期に履修科目として登録することができる単位数の上限は、別に定める。

2 前項の規定にかかわらず、所定の単位を優れた成績をもって修得した者については、登録することができる単位数の上限を超えて履修科目の登録を認めることができる。

第20条の3 履修した授業科目成績の評価は、秀、優、良、可、不可の評語をもって行い、可以上を合格とする。ただし、必要と認める場合は、合、不合の評語をもって行い、合を合格とすることができる。

(他の大学等における授業科目の履修等)

第20条の4 教育上有益と認めるときは、学生が他の大学又は短期大学（以下「大学等」という。）において履修した授業科目について修得した単位（休学期間中を含む。）を、60単位を超えない範囲で本学の授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項の規定は、学生が外国の大学等に留学する場合、外国の大学等が行う通信教育における授業科目を我が国において履修する場合及び外国の大学又は短期大学の教育課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該教育課程における授業科目を我が国において履修する場合（いずれの場合においても、休学期間中に履修する場合を含む。）について準用する。

(大学以外の教育施設等における学修)

第20条の5 教育上有益と認めるときは、学生が行う短期大学又は高等専門学校専攻科における学修その他文部科学大臣が定める（平成3年文部省告示第68号）学修を、本学の授業科目の履修とみなし、別に定めるところにより単位を与えることができる。

2 前項の規定により与えることができる単位数については、前条第1項及び第2項により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

(入学前の既修得単位等の認定)

第20条の6 教育上有益と認めるときは、学生が本学入学前に大学等又は外国の大学等において履修した授業科目について修得した単位（大学設置基準（昭和31年文部省令第28号）第31条に定める科目等履修生として修得した単位を含む。）を、本学入学後の本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 教育上有益と認めるときは、学生が本学入学前に行った前条第1項に規定する学修を、本学の授業科目の履修とみなし、別に定めるところにより単位を与えることができる。

3 前2項の規定により修得したものとみなし、又は与えることのできる単位数は、学士入学、編入学、再入学及び転部の場合を除き、本学において修得した単位以外のものについては、第20条の4第1項及び第2項並びに前条第1項により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

(単位の取扱い)

第20条の7 前3条の規定による単位の取扱いについては、当該学部教授会等の議を経て、学長が認定する。

第2節 学年及び休業日

(学年及び授業期間)

第21条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

2 学年を次の2期に分ける。

前期 4月1日から9月30日まで

後期 10月1日から翌年3月31日まで

3 1年間の授業は、定期試験等の期間を含めて35週を原則とする。

(休業日)

第22条 休業日は、次の各号のとおりとする。

一 土曜日、日曜日

二 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第117号）に規定する休日

三 開学記念日 11月22日

四 春季休業

五 夏季休業

六 冬季休業

2 前項第4号、第5号及び第6号の期間は、学長が別に定める。

3 前2項の規定にかかわらず、学長が必要と認めたときは、休業日を変更し、又は臨時に休業日を定めることができる。

第3節 入学、退学、転学及び留学

(入学の時期)

第23条 入学の時期は、学年の始めから30日以内とする。ただし、再入学及び科目等履修生の場合はこの限りでない。

(選抜試験)

第24条 入学を志願する者に対しては、選抜試験を行い、入学の許可は、当該

(宇都宮大学学則)

学部教授会の議を経て、学長が決定する。

2 選抜試験に関しては、別に定める。

(入学資格)

第25条 本学に入学することのできる者は、学校教育法第90条及び同法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第150条に定められた者とする。

(編入学)

第26条 次の各号のいずれかに該当する者で別表1に掲げる第3年次編入学定員に係る編入学を志願するものがあるときは、当該学部教授会の議を経て、学長が入学を許可する。

- 一 大学を卒業した者
- 二 学校教育法第104条第3項の規定に基づき大学評価・学位授与機構から学士の学位を授与された者
- 三 短期大学を卒業した者（外国の短期大学を卒業した者を含む。）
- 四 高等専門学校を卒業した者
- 五 専修学校の専門課程を修了した者のうち学校教育法第132条の規定により大学に編入学することができるもの
- 六 外国において、学校教育における14年の課程を修了した者
- 七 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における14年の課程を修了した者
- 八 我が国において、外国の短期大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における14年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者
- 九 他の大学に2年以上在学している者又は在学した者
- 十 大学の学芸学部又は教育学部の2年課程を修了した者
- 十一 学校教育法施行規則第7条に規定する従前の規定による学校の課程を修了又は卒業した者で、第3年次に編入学できる資格を有するもの

2 前項の規定により、入学を許可された者の在学期間は2年以上とし、既修得単位の取扱いについては、当該学部教授会等の議を経て、学長が認定する。

第26条の2 前条に規定する場合のほか、次の各号のいずれかに該当する者で編入学を志願するものがあるときは、当該学部教授会の議を経て、学長が入学を許可する。

- 一 前条第1項第3号から第8号まで及び第10号に掲げる者
 - 二 他の大学に在学中の者又は在学した者
 - 三 学校教育法施行規則第7条に規定する従前の規定による学校の課程を修了又は卒業した者
- 2 前項の規定により、入学を許可された者の在学期間の通算については、当該学部教授会等の議を経て、学長が認定する。
- 3 入学前に在学した学校における既修得単位の取扱いについては、当該学部教授会等の議を経て、学長が認定する。

(学士入学)

第27条 次の各号のいずれかに該当する者で学士入学を志願するものがあるときは、当該学部教授会の議を経て、学長が入学を許可する。

- 一 本学の一学部を卒業した者で、更に他の学部又は同一学部の他の学科若しくは課程に入学しようとするもの
- 二 他の大学を卒業した者
- 三 学校教育法第104条第4項の規定に基づき大学評価・学位授与機構から学士の学位を授与された者

2 第26条第2項の規定は、前項により入学を許可された者に準用する。

(再入学)

第28条 退学した者で、再入学を願ったものについては、当該学部教授会の議を経て、学長が許可する。

2 再入学者の既修得単位の取扱いについては、当該学部教授会等の議を経て、学長が認定する。

(宣誓)

第29条 入学を許可された者は、所定の宣誓をしなければならない。

(誓約書)

第30条 入学を許可された者は、許可の日から2週間以内に、保証人連署の誓約書に所定の書類を添えて提出しなければならない。

第31条 前条の手続をしないときは、入学の許可を取り消す。

(転部)

第32条 学内で、他の学部転部を志願する者があるときは、転出及び転入する学部の教授会の議を経て、学長が許可する。

2 前項の規定により、転部を許可された者の既修得単位の取扱いについては、

(宇都宮大学学則)

当該学部教授会の議を経て、学長が認定する。

(転科)

第33条 学部内で、他の学科に転科を志願する者があるときは、当該学部教授会の議を経て、学長が許可する。

(退学及び転学等)

第34条 退学しようとする者又は他の大学に転学若しくは入学しようとする者は、理由を具して願出しなければならない。

2 前項の願出に対しては、当該学部教授会の議を経て、学長が許可する。

(志願の手続)

第35条 第24条、第26条から第28条まで及び第32条から第34条までの志願は、別に定める手続によらなければならない。

(留学)

第35条の2 外国の大学等に留学を志願する者は、別に定めるところにより、あらかじめ学長の許可を得て留学することができる。

2 前項の規定により留学した期間は、第18条に規定する修業年限及び第18条の2に規定する在学期間に算入する。

第4節 休学及び除籍

(休学)

第36条 疾病その他の理由により、3か月以上にわたり修学することができない場合は、願出により当該学部教授会の議を経て、学長が休学を許可する。

2 疾病のため修学することが適当でない認めるときは、学長が当該学部教授会の議を経て、休学を命ずることがある。

3 休学期間は1年以内とする。ただし、事情により引き続き休学することができる。

4 休学期間が終了したとき又は休学期間中においてその理由がやんだときは、学長の許可を得て復学することができる。

5 休学した期間は、修業年限に算入しない。

6 休学期間は、通算して4年を超えることができない。

(除籍)

第37条 次の各号のいずれかに該当する者については、学長が当該学部教授会の議を経て除籍する。

一 疾病その他の理由により成業の見込みがないと認められる者

- 二 入学料の免除若しくは徴収猶予が不許可となった者又は半額免除若しくは徴収猶予が許可となった者で所定の期日までに納入すべき入学料を納入しないもの
- 三 授業料その他所定の学費納入を怠る者
- 四 休学期間が4年を超える者
- 五 在学期間が8年を超える者
- 六 1年以上行方不明となった者

第5節 卒業及び学位

(卒業)

第38条 卒業の要件は、大学に4年以上在学し、124単位以上を修得しなければならない。ただし、本学に3年以上在学した者が、124単位以上を優秀な成績で修得したと認める場合には、3年以上の在学でその卒業を認めることができる。

- 2 卒業の認定は、各学部の定める基準に合格した者について行う。

(学位の授与)

第39条 本学を卒業した者には、学士の学位を授与する。

- 2 学位授与については、宇都宮大学学位規程の定めるところによる。

第6節 検定料、入学料、授業料及び寄宿料

(検定料、入学料、授業料及び寄宿料の額及び徴収方法等)

第40条 学部の検定料、入学料、授業料及び寄宿料の額及び徴収方法等は、別に定める。

- 2 科目等履修生及び研究生の検定料、入学料、授業料及び特別聴講学生の授業料の額及び徴収方法等は、別に定める。

(検定料)

第40条の2 入学を志願する者は、検定料を納入しなければならない。

- 2 本学の学部における第2次の学力検査等において、出願書類等による選抜（以下「第1段階目の選抜」という。）を行い、その合格者に限り学力検査その他による選抜（以下「第2段階目の選抜」という。）を行う場合で、第1段階目の選抜の不合格者が検定料の返還を申し出たときは、第2段階目の選抜に係る額に相当する額を返還するものとする。
- 3 個別学力検査出願後に大学入試センター試験受験科目の不足等により出願資格がないことが判明した者が検定料の返還を申し出たときは、前項に規定

(宇都宮大学学則)

する第2段階目の選抜に係る額に相当する額を返還するものとする。

- 4 前2項に規定する場合を除き、既納の検定料は、いかなる理由があっても返還しない。

(入学料)

第41条 合格の通知を受けた者は、入学料を所定の期日までに納入しなければならない。ただし、入学料の免除又は徴収猶予を申請している者にあつては、免除又は徴収猶予申請後所定の期日までの間、入学料の徴収を猶予する。

- 2 入学料を所定の期日までに納入しない者は、入学を許可しない。
- 3 既納の入学料は、いかなる理由があっても返還しない。

(授業料)

第42条 授業料は、次の期間に納入しなければならない。

前期分 4月1日から5月31日まで

後期分 10月1日から11月30日まで

- 2 前項の規定にかかわらず、学生の申出があつたときは、前期に係る授業料を徴収するときに、当該年度の後期に係る授業料を併せて徴収するものとする。
- 3 前期分に係る授業料を納付するときに当該年度の後期分に係る授業料を併せて納付した者が、9月30日以前に休学又は退学した場合には、後期分の授業料相当額を返還するものとする。
- 4 前項に規定する場合を除き、既納の授業料は、いかなる理由があっても返還しない。

(退学者等の授業料)

第43条 退学、転学又は除籍の場合には、別に定めるもののほか、その期の授業料は徴収する。

- 2 停学中においても、授業料は徴収する。

(休学者の授業料)

第44条 休学中の授業料は、徴収しない。

(寄宿料)

第44条の2 寄宿料は、所定の期日までに納入しなければならない。

- 2 学生から退寮の申出があつたときは、退寮する日の属する月の翌月以降の既納の寄宿料相当額を返還するものとする。
- 3 前項に規定する場合を除き、既納の寄宿料は、いかなる理由があっても返

還しない。

(入学料、授業料及び寄宿料の免除等)

第45条 経済的理由により納付が困難であり、かつ、学業優秀と認めるとき又はその他やむを得ない事情があると認めるときは、願出により入学料、授業料及び寄宿料を免除し又は徴収を猶予することがある。

2 入学料、授業料及び寄宿料の免除等に関する規程は、別に定める。

第7節 科目等履修生、特別聴講学生及び研究生

(科目等履修生)

第46条 本学の学生以外の者で、本学の授業科目のうちから1科目又は数科目を選択して履修しようとするものがあるときは、学長が、科目等履修生として入学を許可し、単位を与えることができる。

2 科目等履修生に関する規程は、別に定める。

第47条 削除

(特別聴講学生)

第47条の2 他の大学等又は外国の大学の学生で、本学において授業科目の履修を志願するものがあるときは、当該大学等との協議に基づき、当該学部等教授会の議を経て、学長が特別聴講学生として入学を許可する。

2 特別聴講学生に関しては、別に定める。

(研究生)

第48条 本学において、特定の専門事項について研究指導を受けようとする者があるときは、学長が、研究生として入学を許可する。

2 研究生に関する規程は、別に定める。

第48条の2 削除

第8節 外国人学生

(外国人学生)

第49条 外国人で本学に入学を志願するものがあるときは、別に定めるところにより、学長が入学を許可する。

第9節 公開講座

(公開講座)

第50条 本学は、法令の定めるところにより、公開講座を開設する。

2 公開講座に関する規程は、別に定める。

第10節 学生寮

(学生寮)

第51条 本学に学生寮を設ける。

- 2 学生寮に関する規程は、別に定める。

第11節 賞 罰

(表彰)

第52条 学長は、優れた業績又は行為のあった学生を、表彰することができる。

(懲戒)

第53条 本学の学生で、本学の秩序を乱し、学則命令に違背し、その他学生の本分に反する行為のあったものについては、当該学部教授会の議を経て学長が、懲戒する。

- 2 懲戒は、譴責、謹慎、停学及び退学とする。
- 3 停学期間は、修業年限に算入しない。

第12節 全学講義

(全学講義)

第54条 学生の一般的教養を高め、かつ、総合的に知見を培うため、全学講義を開設することができる。

附 則

- 1 この学則は、昭和30年4月1日から施行する。
- 2 昭和24年10月制定の宇都宮大学学部通則は、この学則の施行の日から廃止する。

附 則

中略

附 則

- 1 この規程は、平成7年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別表1の規定にかかわらず、次表の中欄に掲げる学科の収容定員は、平成7年度においては、同表の右欄のとおりとする。

学 部	学 科	平成7年度
工学部	建設学科	340 ⁷
	情報工学科	340 ¹ 10

附 則

- 1 この規程は、平成8年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別表1の規定にかかわらず、次表の学科の収容定員は、平成8年度から平成10年度までは、次のとおりとする。

学 部	学 科	平成8年度	平成9年度	平成10年度
工学部	機械システム工学科	385	390	390
	応用化学科	420	420	415
	情報工学科	335	330	325

附 則

- 1 この規程は、平成9年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別表1の規定にかかわらず、次表の学科の収容定員は、平成9年度から平成11年度までは、次のとおりとする。

学 部	学 科	平成9年度	平成10年度	平成11年度
国際学部	国際社会科学科	205	210	210
	国際文化学科	205	210	210
工学部	機械システム工学科	385	380	375
	電気電子工学科	375	370	365
農学部	生物生産科学科	488	484	480
	農業環境工学科	166	164	162
	農業経済学科	182	180	178
	森林科学科	166	164	162

附 則

- 1 この規程は、平成10年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別表1の規定にかかわらず、次表の学科の収容定員は、平成10年度から平成12年度までは、次のとおりとする。

学 部	学 科	平成10年度	平成11年度	平成12年度
工学部	機械システム工学科	365	360	355
	電気電子工学科	355	350	345
	建設学科	335 _┘	330 _┘	325 _┘
		20	20	20
	情報工学科	320 _┘	320 _┘	320 _┘

(宇都宮大学学則)

農学部	生物生産科学科	472	468	464
	農業環境工学科	158	156	154
	農業経済学科	174	172	170
	森林科学科	158	156	154

附 則

この規程は、平成10年4月9日から施行する。

附 則

- この規程は、平成11年4月1日から施行する。
- 平成11年3月31日に教育学部に置かれている各課程（以下「従前の課程」という。）は、改正後の本則第2条の規定にかかわらず、平成11年3月31日に在学する者が当該課程に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。
- 平成11年3月31日に従前の課程に在学していた者については、なお従前の例による。
- 従前の課程及び改正後の本則第2条の規定により新設された課程の総定員は、改正後の本則第2条の規定にかかわらず、平成11年度から平成13年度までは、次のとおりとする。

学部	課程	平成11年度	平成12年度	平成13年度	
教育学部	従前の課程	小学校教員養成課程	480	320	160
		中学校教員養成課程	210	140	70
		養護学校教員養成課程	60	40	20
	新設の課程	学校教育教員養成課程	150	300	450
		生涯教育課程	35	70	105
		環境教育課程	25	50	75

- 改正後の別表1の規定にかかわらず、次の学科の収容定員は、平成11年度においては次のとおりとする。

学部	学科	平成11年度
農学部	生物生産科学科	472 ₇
	農業環境工学科	158 ₁₀
	農業経済学科	174 ₁
	森林科学科	158 ₁

附 則

この規程は、平成11年6月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成11年9月8日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成12年4月1日から施行する。
- 2 改正後の本則第18条第2項及び第38条第1項ただし書の規定は、この規程の施行の日前から引き続き本学に在学する者（同日前に本学に在学し、同日以後に再び本学に在学することとなった者のうち、文部大臣の定める者を含む。）については、適用しない。
- 3 改正後の別表1の規定にかかわらず、次表の学科の収容定員は、平成12年度から平成14年度までは、次のとおりとする。

学 部	学 科	平成12年度	平成13年度	平成14年度
工学部	機械システム工学科	345┐	340┐	340┐
	電気電子工学科	345┐	340┐	340┐
	応 用 科 学 科	390┐ 50	380┐ 60	370┐ 60
	建 設 学 科	320┐	310┐	305┐
	情 報 工 学 科	320┘	320┘	320┘
農学部	生物生産科学科	459┐	450┐	445┐
	農業環境工学科	153┐ 20	150┐ 20	149┐ 20
	農業経済学科	169┐	166┐	165┐
	森 林 科 学 科	153┘	150┘	149┘

- 4 改正後の別表2の規定は、平成12年4月1日以降の入学から適用し、それ以外の者については、なお従前の例によることができる。
- 5 前項の規定にかかわらず、平成12年度及び平成13年度の第3次編入学生については、なお従前の例によることができる。

附 則

- 1 この規程は、平成13年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別表2の規定は、平成13年4月1日以降の入学から適用し、それ以外の者については、なお、従前の例による。
- 3 前項の規定にかかわらず、平成13年度及び平成14年度の第3年次編入学生についてはなお、従前の例による。

附 則

- 1 この規程は、平成14年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別表1の規定にかかわらず、次の学科の収容定員は、平成14年度

(宇都宮大学学則)

から平成16年度までは、次のとおりとする。

学 部	学 科	平成14年度	平成15年度	平成16年度
農学部	生物生産科学科	440㊦	430㊦	425㊦
	農業環境工学科	147㊦ 30	144㊦ 40	142㊦ 40
	農業経済学科	164㊦	162㊦	161㊦
	森林科学科	147㊦	144㊦	142㊦

附 則

この規程は、平成14年5月8日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成15年4月1日から施行する。
- 2 第37条及び第41条の改正規定は、平成15年3月12日から施行し、平成15年度入学者から適用する。
- 3 改正後の別表2の規定は、平成15年度入学者から適用し、それ以外の者については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規程は、平成15年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別表1の規定にかかわらず、次の学科の収容定員は、平成15年度から平成17年度までは、次のとおりとする。

学 部	学 科	平成15年度	平成16年度	平成17年度
工学部	機械システム工学科	334㊦	328㊦	322㊦
	電気電子工学科	334㊦	328㊦	322㊦
	応用化学科	353㊦ 60	346㊦ 60	339㊦ 60
	建設学科	295㊦	290㊦	285㊦
	情報工学科	314㊦	308㊦	302㊦

附 則

この規程は、平成15年10月8日から施行する。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成16年10月13日から施行する。

附 則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成17年5月17日から施行する。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成18年6月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成18年7月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成18年11月14日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年1月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第20条の3の規定は、平成20年度入学者から適用し、それ以外の者については、なお従前の例による。
- 3 前項の規定にかかわらず、平成20年度及び平成21年度の第3年次編入学生については、なお従前の例による。

附 則

この規程は、平成19年10月1日から施行し、平成19年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成20年4月1日から施行する。ただし、第3条第1項、第3条の3、第25条及び第26条第1項第2号、第5号、第11号並びに第26条の2第1項第3号及び第27条第1項第3号の改正規定は、平成20年3月25日から施行する。
- 2 この規程の施行の日において、平成20年3月31日以前から引き続き在学す

る者については、なお従前の例による。

- 3 平成20年4月1日以降に編入学、学士入学又は再入学した者については、当該者の属する年次の在学者に係る規程を適用する。

附 則

- 1 この規程は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 平成21年3月31日に教育学部に置かれている各課程（以下「従前の課程」という。）は、改正後の本則第2条の規定にかかわらず、平成21年3月31日に在学する者が当該課程に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。
- 3 平成21年3月31日に従前の課程に在学していた者については、なお従前の例による。
- 4 従前の課程及び改正後の本則第2条の規定により新設された課程の総定員は、改正後の本則第2条の規定にかかわらず、平成21年度から平成23年度までは、次のとおりとする。

学部	課 程	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度
教 育 学 部	従前の課程	105	70	35
	生涯教育課程 環境教育課程	75	50	25
	新設の課程	60	120	180

附 則

この規程は、平成22年2月15日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別表2の規定は、平成22年度入学者及び平成24年度第3年次編入学から適用し、それ以外の者については、なお従前の例による。

附 則

この規程は、平成22年11月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第18条の2第2項の規定は、平成23年度からの再入学者から適用

する。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 平成25年3月31日に農学部には置かれている生物生産科学科は、改正後の第2条第2項の規定にかかわらず、平成25年3月31日に在学する者及び在学する者の年次に転入学、編入学、学士入学又は再入学する者が当該学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。
- 3 平成25年3月31日に生物生産科学科に在学していた者及び在学する者の年次に転入学、編入学、学士入学又は再入学する者については、なお従前の例によるものとする。
- 4 生物生産科学科及び改正後の第2条第2項の規定により新設された学科の収容定員は、改正後の第2条の規定にかかわらず、平成25年度から平成27年度までは、次のとおりとする。なお、第3年次編入学の収容定員は、農学部全学科で40名とする。

学 部	学 科		平成25年度	平成26年度	平成27年度
	農学部	従前の学科	生物生産科学科	315	210
新設の学科		生物資源科学科	70	140	210
		応用生命化学科	35	70	105

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 平成28年3月31日に教育学部に置かれている総合人間形成課程及び工学部に置かれている建設学科は、改正後の第2条第2項の規定にかかわらず、平成28年3月31日に在学する者及び在学する者の年次に転入学、編入学、学士入学又は再入学する者が当該学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。
- 3 平成28年3月31日に教育学部総合人間形成課程及び工学部建設学科に在学

(宇都宮大学学則)

していた者及び在学する者の年次に転入学，編入学，学士入学又は再入学する者については，なお従前の例によるものとする。

4 改正後の別表1の規定にかかわらず，平成28年度から平成30年度までは，次のとおりとする。

学部	学 科	平成28年度	平成29年度	平成30年度
地域 デザ イン 科学 部	コミュニティデザ イン学科	50	100	150
	建築都市デザイン 学科	50	100	153
	社会基盤デザイン 学科	40	80	123
国際 学部	国際社会学科	205	200	195
	国際文化学科	205	200	195
教育 学部	学校教育教員養成 課程	620	640	660
	総合人間形成課程	180	120	60
工学 部	建設学科	210	140	70
	全学科3年次編入 学	60	60	56
農学 部	生物資源科学科	273	266	259
	応用生命化学科	137	134	131
	農業環境工学科	137	134	131
	農業経済学科	156	152	148
	森林科学科	137	134	131
	全学科3年次編入 学	40	40	38

別表1 収容定員(第14条関係)

学 部	学 科・課 程	入学定員	第3年次 編入学定 員	収容定員
地 域 デ ザ イ ン 学 部	コミュニティデザイン学科	50		200
	建築都市デザイン学科	50	3	206
	社会基盤デザイン学科	40	3	166
国 際 学 部	国際社会学科	45	5	190
	国際文化学科	45	5	190
				680
教 育 学 部	学校教育教員養成課程	170		
工 学 部	機械システム工学科	79	ㄱ	316ㄱ
	電気電子工学科	79	ㄱ	316ㄱ
	応用化学科	83	ㄱ 26	332ㄱ 52
	情報工学科	74	ㄱ	296ㄱ
農 学 部	生物資源科学科	63	ㄱ	252ㄱ
	応用生命化学科	32	ㄱ	128ㄱ
	農業環境工学科	32	ㄱ 18	128ㄱ 36
	農業経済学科	36	ㄱ	144ㄱ
	森林科学科	32	ㄱ	128ㄱ
計		910	60	3,760

別表2 教員免許状の種類及び免許教科 (第17条の2関係)

学部	学科・課程	教員免許状の種類	免許教科
地域デザイン科学部	コミュニティデザイン学科	高等学校教諭一種免許状	公民
国際学部	国際社会学科	中学校教諭一種免許状	社会
		高等学校教諭一種免許状	地理歴史, 公民
	国際文化学科	中学校教諭一種免許状	英語
		高等学校教諭一種免許状	英語
教育学部	学校教育教員養成課程	幼稚園教諭一種免許状	
		小学校教諭一種免許状	
		中学校教諭一種免許状	国語, 社会, 数学, 理科, 音楽, 美術, 保健体育, 技術, 家庭, 英語
		高等学校教諭一種免許状	国語, 地理歴史, 公民, 数学, 理科, 音楽, 美術, 工芸, 書道, 保健体育, 家庭, 情報, 工業, 英語
		特別支援学校教諭一種免許状 (知的障害者に関する教育の領域) (肢体不自由者に関する教育の領域) (病弱者に関する教育の領域)	
工学部	機械システム工学科	高等学校教諭一種免許状	工業
	電気電子工学科	高等学校教諭一種免許状	工業
	応用化学科	高等学校教諭一種免許状	工業
	情報工学科	高等学校教諭一種免許状	工業
農学部	生物資源科学科	高等学校教諭一種免許状	農業
	応用生命化学科	高等学校教諭一種免許状	理科
	農業環境工学科	高等学校教諭一種免許状	農業
	農業経済学科	高等学校教諭一種免許状	公民, 農業
	森林科学科	高等学校教諭一種免許状	農業

宇都宮大学学則の一部を改正する規程（案） 新旧対照表（改正部分のみ）

(新)		(旧)	
～省 略～		～省 略～	
<p>第2節 構成 （学部、学科・課程及び講座） 第2条 本学に、次の学部を置く。 地域デザイン科学部 国際学部 教育学部 工学部 農学部</p> <p>2 各学部に学科・課程を次のとおり置く。</p>		<p>第2節 構成 （学部、学科・課程及び講座） 第2条 本学に、次の学部を置く。 国際学部 教育学部 工学部 農学部</p> <p>2 各学部に学科・課程を、学科・課程に修士講座を次のとおり置く。</p>	
学部	学科・課程	学部	講座
地域デザイン科学部	コミュニティデザイン学科 建築都市デザイン学科 社会基盤デザイン学科	国際学部	地球社会形成研究 国際社会交流研究
国際学部	国際社会学科	国際学部	地球社会形成研究 国際社会交流研究
教育学部	国際文化学科 学校教育教員養成課程	教育学部	地球文化形成研究 国際文化交流研究 国語教育 社会科教育 数学教育 理科教育 音楽教育 美術教育 保健体育 技術教育 家政教育 英語教育 学校教育 特別支援教育 カリキュラム開発学
工学部	機械システム工学科 電気電子工学科	工学部	機械生産学 精密システム工学 電磁エネルギー工学 電子物性工学 情報通信システム工学

応用化学科	応用化学科	合成化学 材料化学 環境保全化学
	<u>建設学科</u>	建築学 建設工学
	情報工学科	情報数理 情報処理
農学部	生物資源科学科	植物生産学 動物生産学 応用生物学
	応用生命化学科	応用生物化学
	農業環境工学科	生産環境工学 環境システム工学
	農業経済学科	農業経営社会学 農業経営情報学
	森林科学科	森林資源環境学

(大学院)

第2条の2 本学に，大学院を置き，次の研究科を置く。

- 国際学研究科
- 教育学研究科
- 工学研究科
- 農学研究科

2. 国際学研究科に博士講座を次のとおり置く。

国際学研究

3. 大学院に関しては，本章に定めるもののほか大学院学則の定めるところによる。

～省 略～

(学部附属の教育研究施設)

第3条の2 本学に，次の学部附属の教育研究施設を置く。

- 国際学部附属多文化公共圏センター
- 教育学部附属教育実践総合センター
- 工学部附属ものづくり創成工学センター
- 農学部附属農場
- 農学部附属演習林

～省 略～

応用化学科	
情報工学科	
生物資源科学科	
応用生命化学科	
農業環境工学科	
農業経済学科	
森林科学科	

(大学院)

第2条の2 本学に，大学院を置き，次の研究科を置く。

- 国際学研究科
- 教育学研究科
- 工学研究科
- 農学研究科

2. 大学院に関しては，本章に定めるもののほか大学院学則の定めるところによる。

～省 略～

(学部附属の教育研究施設)

第3条の2 本学に，次の学部附属の教育研究施設を置く。

- 国際学部附属多文化公共圏センター
- 工学部附属ものづくり創成工学センター
- 農学部附属農場
- 農学部附属演習林

～省 略～

第3節 収容定員

(収容定員)

第14条 学生の収容定員は、別表1のとおりとする。

～省 略～

(教員免許状授与の所要資格の取得)

第17条の2 教員免許状授与の所要資格を取得しようとする者は、教育職員免許法(昭和24年法律第147号)及び教育職員免許法施行規則(昭和29年文部省令第26号)に定める所要の単位を修得しなければならない。

2 本学学部の学科・課程において当該所要資格を取得できる教員免許状の種類及び免許教科は、別表2のとおりとする。

～省 略～

(単位の取扱い)

第20条の7 前3条の規定による単位の取扱いについては、当該学部教授会等の議を経て、学長が認定する。

～省 略～

(編入学)

第26条 次の各号のいずれかに該当する者で別表1に掲げる第3年次編入学定員に係る編入学を志願するものがあるときは、当該学部教授会の議を経て、学長が入学を許可する。

- 一 大学を卒業した者
- 二 学校教育法第104条第3項の規定に基づき大学評価・学位授与機構から学士の学位を授与された者
- 三 短期大学を卒業した者(外国の短期大学を卒業した者を含む。)
- 四 高等専門学校を卒業した者
- 五 専修学校の専門課程を修了した者のうち学校教育法第132条の規定により大学に編入学することができるもの
- 六 外国において、学校教育における14年の課程を修了した者
- 七 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における14年の課程を修了した者
- 八 我が国において、外国の短期大学の課程(その修了者が当該外国の学校教育における14年の課程を修了したとされるものに限る。)を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者
- 九 他の大学に2年以上在学している者又は在学した者
- 十 大学の学芸学部又は教育学部の2年課程を修了した者
- 十一 学校教育法施行規則第7条に規定する従前の規定による学校の課程を修了又は卒業した者で、第3年次に編入学できる資格を有するもの

第3節 収容定員

(収容定員)

第14条 学生の収容定員は、別表1のとおりとする。

～省 略～

(教員免許状授与の所要資格の取得)

第17条の2 教員免許状授与の所要資格を取得しようとする者は、教育職員免許法(昭和24年法律第147号)及び教育職員免許法施行規則(昭和29年文部省令第26号)に定める所要の単位を修得しなければならない。

2 本学学部の学科・課程において当該所要資格を取得できる教員免許状の種類及び免許教科は、別表2のとおりとする。

～省 略～

(単位の取扱い)

第20条の7 前3条の規定による単位の取扱いについては、当該学部教授会等の認定による。

～省 略～

(編入学)

第26条 次の各号のいずれかに該当する者で別表1に掲げる第3年次編入学定員に係る編入学を志願するものがあるときは、当該学部教授会の議を経て、学長が入学を許可する。

- 一 大学を卒業した者
- 二 学校教育法第104条第3項の規定に基づき大学評価・学位授与機構から学士の学位を授与された者
- 三 短期大学を卒業した者(外国の短期大学を卒業した者を含む。)
- 四 高等専門学校を卒業した者
- 五 専修学校の専門課程を修了した者のうち学校教育法第132条の規定により大学に編入学することができるもの
- 六 外国において、学校教育における14年の課程を修了した者
- 七 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における14年の課程を修了した者
- 八 我が国において、外国の短期大学の課程(その修了者が当該外国の学校教育における14年の課程を修了したとされるものに限る。)を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者
- 九 他の大学に2年以上在学している者又は在学した者
- 十 大学の学芸学部又は教育学部の2年課程を修了した者
- 十一 学校教育法施行規則第7条に規定する従前の規定による学校の課程を修了又は卒業した者で、第3年次に編入学できる資格を有するもの

2 前項の規定により、入学を許可された者の在学期間は2年以上とし、既修得単位の取扱いについては、当該学部教授会等の議を経て、学長が認定する。

第26条の2 前条に規定する場合は、次の各号のいずれかに該当する者で編入学を志願するものがあるときは、当該学部教授会の議を経て、学長が入学を許可する。

- 一 前条第1項第3号から第8号まで及び第10号に掲げる者
 - 二 他の大学に在学中の者又は入学した者
 - 三 学校教育法施行規則第7条に規定する従前の規定による学校の課程を修了又は卒業した者
- 2 前項の規定により、入学を許可された者の在学期間の通算については、当該学部教授会等の議を経て、学長が認定する。
- 3 入学前に在学した学校における既修得単位の取扱いについては、当該学部教授会等の議を経て、学長が認定する。

～省 略～

(再入学)

第28条 退学した者で、再入学を願い出たものについては、当該学部教授会の議を経て、学長が許可する。

2 再入学者の既修得単位の取扱いについては、当該学部教授会等の議を経て、学長が認定する。

～省 略～

(転部)

第32条 学内で、他の学部に転部を志願する者があるときは、転出及び転入する学部の教授会の議を経て、学長が許可する。

2 前項の規定により、転部を許可された者の既修得単位の取扱いについては、当該学部教授会の議を経て、学長が認定する。

～省 略～

(特別聴講学生)

第47条の2 他の大学等又は外国の大学の学生で、本学において授業科目の履修を志願するものがあるときは、当該大学等との協議に基づき、当該学部等教授会の議を経て、学長が特別聴講学生として入学を許可する。

2 特別聴講学生に関しては、別に定める。

～省 略～

2 前項の規定により、入学を許可された者の在学期間は2年以上とし、既修得単位の取扱いについては、当該学部教授会等の認定による。

第26条の2 前条に規定する場合は、次の各号のいずれかに該当する者で編入学を志願するものがあるときは、当該学部教授会の議を経て、学長が入学を許可する。

- 一 前条第1項第3号から第8号まで及び第10号に掲げる者
 - 二 他の大学に在学中の者又は入学した者
 - 三 学校教育法施行規則第7条に規定する従前の規定による学校の課程を修了又は卒業した者
- 2 前項の規定により、入学を許可された者の在学期間の通算については、当該学部教授会等の認定による。
- 3 入学前に在学した学校における既修得単位の取扱いについては、当該学部教授会等の認定による。

～省 略～

(再入学)

第28条 退学した者で、再入学を願い出たものについては、当該学部教授会の議を経て、学長が許可する。

2 再入学者の既修得単位の取扱いについては、当該学部教授会等の認定による。

～省 略～

(転部)

第32条 学内で、他の学部に転部を志願する者があるときは、転出及び転入する学部の教授会の議を経て、学長が許可する。

2 前項の規定により、転部を許可された者の既修得単位の取扱いについては、当該学部教授会の認定による。

～省 略～

(特別聴講学生)

第47条の2 他の大学等又は外国の大学の学生で、本学において授業科目の履修を志願するものがあるときは、当該大学等との協議に基づき、特別聴講学生として入学を許可する。

2 特別聴講学生に関しては、別に定める。

～省 略～

附 則

1. この規程は、平成28年4月1日から施行する。
2. 平成28年3月31日に教育学部に置かれている総合人間形成課程及び工学部に置かれている建設学科は、改正後の第2条第2項の規定にかかわらず、平成28年3月31日に在学する者及び在学する者の年次に転入学、編入学、学士入学又は再入学する者が当該学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。
3. 平成28年3月31日に教育学部総合人間形成課程及び工学部建設学科に在学していた者及び在学する者の年次に転入学、編入学、学士入学又は再入学する者については、なお従前の例によるものとする。
4. 改正後の別表1の規定にかかわらず、平成28年度から平成30年度までは、次のとおりとする。

学部	学 科	平成28年度	平成29年度	平成30年度
地域デザイン科学部	コミュニケーションデザイン学科	50	100	150
	建築都市デザイン学科	50	100	153
国際学部	社会基礎デザイン学科	40	80	123
	国際社会学科	205	200	195
	国際文化学科	205	200	195
	学校教育教員養成課程	620	640	660
	総合人間形成課程	180	120	60
	建設学科	210	140	70
	全学科3年次編入学	60	60	56
	生物資源科学科	273	266	259
	応用生命化学科	137	134	131
	農業環境工学科	137	134	131
農学部	農業経済学科	156	152	148
	森林科学科	137	134	131
	全学科3年次編入学	40	40	38

別表1 収容定員(第14条関係)

学部	学科・課程	入学定員	第3年次編入学定員	収容定員
地域デザイン科学部	コミュニティデザイン学科	50	3	200
	建築都市デザイン学科	50	3	206
	社会基盤デザイン学科	40		166
国際学部	国際社会学科	45	5	190
	国際文化学科	45	5	190
教育学部	学校教育教員養成課程	170		680
	総合人間形成課程			
工学部	機械システム工学科	79	7	316
	電気電子工学科	79	7	316
	応用化学科	83	26	332
	情報工学科	74	7	296
農学部	生物資源科学科	63	7	252
	応用生命化学科	32	7	128
	農業環境工学科	32	18	128
	農業経済学科	36	7	144
	森林科学科	32	7	128
計		910	60	3,760

別表1 収容定員(第14条関係)

学部	学科・課程	入学定員	第3年次編入学定員	収容定員
国際学部	国際社会学科	50	5	210
	国際文化学科	50	5	210
教育学部	学校教育教員養成課程	150		600
	総合人間形成課程	60		240
工学部	機械システム工学科	79	7	316
	電気電子工学科	79	7	316
	応用化学科	83	30	332
	建設学科	70	7	280
農学部	情報工学科	74	7	296
	生物資源科学科	70	7	280
	応用生命化学科	35	7	140
	農業環境工学科	35	20	140
	農業経済学科	40	7	160
森林科学科	35	7	140	
計		910	60	3,760

別表2 教員免許状の種類及び免許教科 (第17条の2 関係)

学部	学科・課程	教員免許状の種類	免許教科
地域デザイン ン科学部	コミュニケーションデザイン	高等学校教諭一種免許状	公民
	国際社会学科	中学校教諭一種免許状	社会
国際学部	国際文化学科	高等学校教諭一種免許状	地理歴史, 公民
	国際文化学科	高等学校教諭一種免許状	英語
教育学部	学校教育教員養成 課程	高等学校教諭一種免許状	英語
		幼稚園教諭一種免許状	
	小学校教諭一種免許状	国語, 社会, 数学, 理科, 音楽, 美術, 保健体育, 技術, 家庭, 英語	
	中学校教諭一種免許状	国語, 社会, 数学, 理科, 音楽, 美術, 保健体育, 技術, 家庭, 英語	
	高等学校教諭一種免許状	国語, 地理歴史, 公民, 数学, 理科, 音楽, 美術, 工芸, 書道, 保健体育, 家庭, 情報, 工業, 英語	
	特別支援学校教諭一種免許状		
	(知的障害者に関する教育の領域)		
	(肢体不自由者に関する教育の領域)		
	(病弱者に関する教育の領域)		
	工学部	機械システム工学科	高等学校教諭一種免許状
電気電子工学科		高等学校教諭一種免許状	工業
応用化学科		高等学校教諭一種免許状	工業
情報工学科		高等学校教諭一種免許状	工業
生物資源科学科		高等学校教諭一種免許状	工業
農学部	応用生命化学科	高等学校教諭一種免許状	理科
	農業環境工学科	高等学校教諭一種免許状	農業
	農業経済学科	高等学校教諭一種免許状	公民, 農業
	森林科学科	高等学校教諭一種免許状	農業

別表2 教員免許状の種類及び免許教科 (第17条の2 関係)

学部	学科・課程	教員免許状の種類	免許教科
教育学部	国際社会学科	中学校教諭一種免許状	社会
		高等学校教諭一種免許状	地理歴史, 公民
	国際文化学科	中学校教諭一種免許状	英語
		高等学校教諭一種免許状	英語
	学校教育教員養成 課程	幼稚園教諭一種免許状	
		小学校教諭一種免許状	国語, 社会, 数学, 理科, 音楽, 美術, 保健体育, 技術, 家庭, 英語
	中学校教諭一種免許状	国語, 社会, 数学, 理科, 音楽, 美術, 保健体育, 技術, 家庭, 英語	
	高等学校教諭一種免許状	国語, 地理歴史, 公民, 数学, 理科, 音楽, 美術, 工芸, 書道, 保健体育, 家庭, 情報, 工業, 英語	
	特別支援学校教諭一種免許状		
	(知的障害者に関する教育の領域)		
(肢体不自由者に関する教育の領域)			
(病弱者に関する教育の領域)			
工学部	総合人間形成課程	高等学校教諭一種免許状	公民, 書道, 保健体育
	機械システム工学科	高等学校教諭一種免許状	工業
	電気電子工学科	高等学校教諭一種免許状	工業
	応用化学科	高等学校教諭一種免許状	工業
	建設工学科	高等学校教諭一種免許状	工業
農学部	生物資源科学科	高等学校教諭一種免許状	農業
	応用生命化学科	高等学校教諭一種免許状	理科
	農業環境工学科	高等学校教諭一種免許状	農業
	農業経済学科	高等学校教諭一種免許状	公民, 農業
	森林科学科	高等学校教諭一種免許状	農業

宇都宮大学地域デザイン科学部教授会内規（案）

制 定 平成 年 月 日

（趣旨）

第1条 この内規は、宇都宮大学教授会規程に基づき、地域デザイン科学部（以下「学部」という。）に置く教授会に関し、必要な事項を定める。

（組織）

第2条 教授会は、学部、地域デザインセンターの専任の教員をもって組織する。

（任務）

第3条 教授会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- 一 学生の入学，卒業，休学及び転学に関する事。
- 二 学位の授与に関する事。
- 三 教育課程の編成に関する事。
- 四 教員の教育研究業績等の審査に関する事。
- 五 学生に対する懲戒処分に関する事。
- 六 学部長候補者の推薦に関する事。
- 七 学部の教育方針に関する事。
- 八 学生の試験及び単位認定に関する事。
- 九 学生の転部，転科及び除籍に関する事。
- 十 学生の厚生及び指導に関する事。
- 十一 評議員及び学部附属施設長の選考に関する事。
- 十二 名誉教授の選考に関する事。
- 十三 非常勤講師等に関する事。
- 十四 中期目標・中期計画に関する事。
- 十五 諸規程等の制定及び改廃に関する事。
- 十六 学科，附属施設の設置及び廃止に関する事。
- 十七 予算の要求及び配分に関する事。
- 十八 その他教育研究に関する事。

（運営）

第4条 学部長は、教授会を主宰して、その議長となる。

2 学部長に事故あるときは、学部長があらかじめ指名した教授が議長となり、その職務を代行する。

3 学部長は、構成員の4分の1以上から教授会に付する事項を示して申出があったときは、教授会を招集しなければならない。

第5条 教授会は、構成員の3分の2以上の出席をもって成立する。

2 教授会の議決は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(構成員以外の者の出席)

第6条 学部長は、必要あるときは、教授会の議に基づき、構成員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(専門委員会)

第7条 教授会は、学部の円滑な運営を図るため、専門委員会を置くことができる。

2 専門委員会に関し必要な事項は、教授会が別に定める。

(庶務)

第9条 教授会に関する庶務は、地域デザイン科学部事務部において処理する。

附 則

この内規は、平成28年4月1日から施行する。